

優先テーマに関する 国連事務総長報告等について

内閣府男女共同参画局

○ **優先テーマに関する
国連事務総長報告について**

- 1. 暴力にさらされた女性及び女児に対する多部門にわたるサービス及び対応**
- 2. 女性及び女児に対する暴力の防止**

(E/CN.6/2013/3) (国連経済社会理事会、2012年12月20日)

1. 暴力にさらされた女性及び 女児に対する多部門にわた るサービス及び対応

(1) 概要

- 暴力にさらされた女性及び女兒に対し、各国政府がこれまでに実施してきた多部門にわたるサービス及び対応について、その規模等の調査を実施し、その格差及び優良事例を特定するとともに、第57回CSWにおける検討に向け、今後の対応に関する提言とともに結論を記載。

（２）構成

- I. 序論（I）
- II. 世界的及び法的な政策枠組（2～7）
- III. 範囲と現状（8～18）
- IV. 調整された多部門にわたるサービス及び対応の発展（19～24）
- V. 法、政策、調整及び資源（25～26）
 - 国の基本的な計画に基づき、調整及びサービスの実施が特定されている国の例として我が国が言及。
- VI. 多部門にわたるサービスの実施及び対応（27～32）
 - 司法と警察が連携し対応している例として、我が国の配偶者暴力防止法に基づき裁判所から保護命令の通知を受けた場合の警察の対応（連絡、教示等）が言及。
- VII. 多部門にわたるサービス及び対応の質の確保（33～34）
- VIII. 全ての女性及び女児に対する多部門にわたるサービス及び対応へのアクセス（35～44）
- IX. 多部門にわたるサービス及び対応に関する効果の評価（45～54）
- X. 国連の制度内での調整（55～56）
- XI. 結論及び提言（57～59）

(3) 結論の概要①

- 女性に対する暴力の防止及び撤廃に関するUN Women関係者会合（2012年12月）においては、社会規範の強化への関与、女性及び女児に対する暴力の対応及び防止について、効果的かつ加速された実施及び執行が強調された。
- 女性及び女児に対する暴力への対応は、女子差別撤廃条約等の人権の枠組に沿って行われる必要。
- 加害者と被害者との力の不平等性、男女の不平等に留意すべき。
- サービスや対応は、総合的な立法・政策の枠組により留保されるべき。また、暴力による多角的な影響に対応するため、多部門にわたり、かつ調整されたものであるべき。

(3) 結論の概要②

- 司法への平等なアクセスを含め、サービス及び対応へのアクセスが確保されるべき。
- 多部門にわたるサービス及び対応においては、特定の女性及び女兒の集団、特に複合的な形態の差別に直面する集団の必要性に留意し、被害者の尊厳及びプライバシーを保持すべき。
- 所得水準の高い国においても、特に、女性の長期間にわたる回復及び社会への復帰に関して、サービスと支援を無理のない費用で利用しアクセスできるかについては、不十分又は不適當。
- 提言：女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力に対応するため、全ての分野において、多部門にわたるサービスの実施及び対応を特定し、提供すること等、構成の項目に沿った29の項目を記述。

(E/CN.6/2013/4) (国連経済社会理事会、2012年12月20日)



2. 女性及び女児に対する 暴力の防止

(1) 概要

- 女性及び女兒に対する暴力を防止するための戦略について調査を実施し、CSWにおける検討のため、今後の取組に関する提言とともに結論を記載。

(2) 構成

- I. 序論 (1～2)
- II. 世界的及び地域的な法的・政策の枠組 (3～8)
- III. 範囲と現状 (9～19)
- IV. 国内の法的・政策の枠組及び資源 (20～33)
 - 暴力に関する取組が男女共同参画の国家行動計画に含まれている国の例として、我が国が言及。
- V. 社会的な規範 (34～46)
 - A. 啓発活動、B. 地域住民の動員、C. 教育課程、D. 男性と男児
 - 地域住民を動員する取組の例として、我が国が国際協力の事業において実施している、女性や子どもの団体の参加型アプローチについて言及。
- VI. 機関における人材育成 (47～56)
 - A. 仕事の場、B. 特定機関の役割、C. 人材育成
- VII. 公共の場における安全 (57～58)
- VIII. 協力関係 (59～66)
 - A. メディア、B. 市民団体
- IX. 早期の介入 (67～71)
- X. データ収集、調査、監視及び評価 (72～79)
- XI. 国連の制度内での協調 (80～84)
- XII. 結論及び提言 (85～89)

(3) 結論の概要①

- 制度的及び全体的なアプローチは、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の防止に必要。そのアプローチには、立法・政策措置、被害者の保護、データの収集・調査が含まれる。
- 進展に関わらず、世界的及び国別の立法・政策的な枠組の実施は遅く、かつ一定でない。
- これまでの取組は主として暴力発生後の被害者への対応に注がれてきていたが、防止にも一層取り組む必要。
- 予防介入は、女子差別撤廃条約等の人権の枠組に沿って行われる必要。また、複合的、調整的、統合的、多部門的である必要。さらに、貧困、女性への差別、不平等といった社会経済的な理由も含めた、暴力の根源的な原因に取り組む必要。

(3) 結論の概要②

- 戦略や計画を確実に実施するためには、政治的意思、資源配分、説明責任制度が必要。
- 防止戦略は、公衆衛生、男女共同参画、教育、雇用、貧困の根絶、開発と安全保障といった、幅広い政策及び計画と統合されるべき。
- 予防介入は、異なる国の社会経済的背景や、親密なパートナーの暴力、性的暴力、有害な慣行、人身取引を含む暴力の多様な形態にも適用されるべき。
- 先住・移住の女性、成長期の女兒、農村地域の女性、少数民族、障害のある女性、HIV/エイズとともに生きる女性といった複合的な差別に直面する特定の集団に属する女性及び女兒の必要性が考慮される必要。

(3) 結論の概要③

- 防止戦略及び計画は、調査と事実に基づくべき。一方、革新的かつ有望な措置は、更なる事実が生じるように実施されるべき。
- 防止は国家の一義的な責任である一方、男性と男児、女性と女児、伝統的・宗教的な指導者、メディアといった社会の全ての構成員の積極的な関与が必要。
- 異なった政府機関間の協働・協調は、市民団体、企業も含め、重要。
- 提言：女性と女児への暴力の根源に対処するための意識啓発活動の実施や、暴力にさらされた子どもや若者が、将来の暴力やその被害者となることを防止するための信頼関係構築の技能形成等に係るプログラム開発など、構成の項目に沿った30の項目を記述。

2013年2月8日 CSW事務局案

**第57回CSW 合意結論
(ドラフト)**

概要

- 女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を非難。
- 国家に対し、女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難すること等を促す。
- 次の項目ごとに、政府、関係国連機関、国際・地域機関、女性・市民団体、企業の取組を促す。
 - 法及び政策の枠組の実行と説明責任の強化
 - 女性及び女児に対する暴力を防止するための構造的な原因と危険因子への対応
 - 女性及び女児に対する暴力への多部門におけるサービス及び対応の強化
 - 事実に基づく改善
- 女性及び女児に対する暴力の終結は、持続可能な開発、平和と安全保障、人権、経済成長及び社会的結合に向けた優先事項であることを強調。

**第57回CSW
アジア太平洋地域準備会合
について**

(1) 概要

- 本年2月5日及び6日、タイ・バンコクにおいて、ESCAP及びUN Womenアジア・太平洋地域事務所の主催により「第57回CSWに向けたアジア太平洋地域準備会合」が開催。
- 準備会合には、日本を始め、バングラデシュ、中国、グルジア、インドネシア、イラン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、韓国、ロシア、タイの各国及び国連機関並びにNGO代表が参加。

(2) 議事

- 第57回CSWに向けた国連事務総長報告及び昨年9月に開催された「女性に対する暴力の防止に関する専門家会合」報告についての説明及び議論を行った。
- 我が国からは、優良事例として、内閣府で実施している「女性に対する暴力をなくす運動」や法務省で実施している「女性の人権ホットライン」の取組を紹介。
- 上記のほか、アジア太平洋地域における女性及び女兒への暴力の撤廃及び防止に関する経験を共有するための円卓会議が行われ、4名の専門家からのプレゼンテーション及び意見交換を実施。

(3) 結果

- 会合の結果、
- ①女性に対する暴力は男女の力関係の不平等の表れであり、男女不平等と社会・経済的な排除の撤廃を推進することを認識し、
- ②女性に対する暴力に対処するため、全体的なアプローチ、継続的な期間に及ぶ防止策、多部門による対応が不可欠であることを同意した。
- さらに、「女性及び女児に対する暴力の防止」及び「暴力にさらされた女性及び女児に対する多部門によるサービス及び対応」に関する提言を採択した。
- なお、会合に先立ち、市民団体による準備会合が開催され、ステートメントが取りまとめられた。

<http://www.gender.go.jp/>



内閣府男女共同参画局